建設局

(平成22年度)

監査結果(指摘事項)

3 維持

(4) 不法占拠

公有財産のうち,不法占拠されていると報告があったものは以下のとおりである。

所管課	所在地	実測 面積 (㎡)	現況	交渉 記録の 有無
財産 管理課		(省	略)	
建設局公園課	泉 区 歩坂町 76-385	702	隣接土木 会社の 駐車車両 あり	無

当該土地の現況は不法占拠と認められ,財産の維持管理が適切に行われていない。

また、不法占拠の解消には交渉等により長期間を要するケースも想定されるが、交渉記録が保管されていないものが見受けられた。取得時効(民法 162条)との関連で、市の公有財産として適切に維持されない可能性が懸念されるが、維持管理のため市が適切な対応をとっているか確かめられない。

改善措置

当該土地の管理を行っている泉区公園課が隣接地を借用していた土木会社と交渉した結果,平成23年12月中旬より資材置場・車両の撤去が開始され,平成24年1月16日には外柵が撤去されたことを最終的に確認できたことから,所管土地入口にバリケードを設置し,立ち入りができないよう措置を講じた。

また,交渉記録については,解決に至るまでの 記録を作成した。なお,今後類似案件が発生した 場合にはその都度記録を作成し保管するよう,建 設局公園課から各区公園課,宮城総合支所公園課 及び秋保総合支所建設課へ周知徹底した。